

# ドイツにおける法定開示制度と 企業リスク情報の開示

内 藤 文 雄

甲南経営研究 第48巻 第3号 抜刷

平成 20 年 2 月

# ドイツにおける法定開示制度と 企業リスク情報の開示\*

内 藤 文 雄

## 1. ドイツにおける企業内容開示制度の動向

ドイツにおいては、EC指令をドイツ国内法へ取り込むための1986年の商法改正をはじめとして、1998年のKontraG（企業部門における透明性と統制に関する法律）による商法改正、2001年の透明化・開示法改正草案「透明化・公開促進のための株式法および貸借対照表法の追加改正のための法律草案」による商法・株式法の改正、2004年の貸借対照表法改革法（会計法改革法）および貸借対照表統制法（会計コントロール法）による商法改正が行われ、企業内容制度の拡充が実施されている。

その結果、ドイツのKonzern決算書（連結財務諸表）は、2005年1月1日以降に開始する会計年度より国際会計基準・国際財務報告基準によって作成されることが義務づけられる一方、個別決算書は、ドイツ商法の規定により作成することが義務づけられた。

また、ドイツの特徴として、国際会計基準・国際財務報告基準では要求されていないKonzern状況報告書（連結状況報告書）の作成が義務づけられており、企業内容開示については、財務に関する情報開示だけではなく、

---

\* 本稿は、日本学術振興会平成18年度科学研究費補助金 基盤研究(B)（課題番号16330086 研究代表者 内藤文雄）による研究成果の一部である。

ドイツにおける法定開示制度と企業リスク情報の開示（内藤文雄）

企業経営一般に関する情報開示についても商法の枠組みのなかで要求されている。

さらに、コンツェルン決算書・状況報告書および個別年度決算書・状況報告書の監査について、決算書監査人の独立性が強化され、決算書監査人の欠格条項が、すべての会社の決算書監査の場合と、組織化された市場に上場されている会社について、追加的な欠格条項が定められ、決算書監査の質の向上が図られている。

そのうえ、いわゆる上場会社については、決算書監査による決算書・状況報告書の信頼性の監査にとどまらず、これとは別に、連邦法務省が連邦財務省と協議の上、プライベートセクターに属するドイツ会計監査局を特別な監査を実施する母体として認定し、株主や債権者からの情報あるいは一般のマスコミからの情報にもとづいて、特定の上場会社の決算書が正規の簿記の諸原則に依拠した法律規定および会計基準に準拠して作成されていない疑いがある場合、当該上場会社の任意の協力により決算書・状況報告書を監査し、その結果を連邦金融サービス監視局へ報告すること、および監査への協力が得られない場合には、連邦金融サービス監視局が直接に当該上場会社の決算書・状況報告について監査を実施する制度が2005年7月1日以降開始されている。

以下では、ドイツにおける企業内容開示制度の動向をまとめる。

○ 1998年 KontraG による主な改正<sup>(1)</sup>

1. 年度決算書監査の質の向上

◆ 質監視の改善

---

(1) Böcking, H.-J., Auswirkungen der neuen Vorschriften auf die Erwartungslücke, in: Dörner, D., Menold, D., und N. Pfitzer (Hrsg.), *Reform des Aktienrechts, der Rechnungslegung und Prüfung*, Schäffer-Poeschel Verlag, Stuttgart, 1999, S. 722-725.

- ◆ 職業教育および継続教育要件の向上の必要性
- ◆ 賠償金額の引き上げ
- ◆ 第三者責任の導入
- ◆ 独立性の推測に関して、委任(監査を受ける企業から経済監査士に対する種々業務の委任)の総所得限度額の引き下げ
- ◆ 監査事務所内部での監査人のローテーションあるいは外部監査人の交代の義務化

## 2. 年度決算書監査の拡張

- ◆ 横領監査への拡張
- ◆ 企業の存続および将来の発展、財産・財務・収益の状況の評価、リスク評価ならびに附属説明書・状況報告書の監査に関する決算書監査人による将来指向的 (prospektiv) 企業分析
- ◆ 補完的な経営監査または経営の個々の部分領域の監査

## 3. 監査報告書および監査証明書 (確認の付記) の情報提供の改善

## 4. 年度決算書監査が実施される枠組み条件の改善

- ◆ コーポレート・ガバナンス：決算書監査人の監査役会への情報提供の改善
- ◆ 企業内容開示：監査を受ける企業の経済状況、および将来指向的な情報への基本的な利害への対応

○ 2001年商法改正 (2001. 12. 19成立)：上記の KontraG による改正によるもの

○ 2001年透明化・開示法改正 (2001. 11. 26 連邦議会可決)<sup>(2)</sup>

---

(2) Gesetzes zur weiteren Reform des Aktien- und Bilanzrechts, zu Transparenz und Publizitätsgesetz (Transparenz- und Publizitätsgesetz) (透明化・公開促進のための株式法および貸借対照表法の追加改正のための法律)

ドイツにおける法定開示制度と企業リスク情報の開示（内藤文雄）

この改正のねらいは、監査役会の改革などコーポレート・ガバナンス改善が目的である。株式会社および商法の主な改正内容は以下の通り。

- ◆ 株式会社の場合、半年に2回の監査役会の開催の強制（株式法110条に新設）
  - ◆ 監査役会構成員の報告および助言内容に関する守秘義務の強化（株式法116条改正）
  - ◆ コーポレート・ガバナンス・コデックス委員会に対する、上場会社の取締役および監査役会による企業経営・監視に関する年次報告（株式法161条新設）
  - ◆ 親会社のコンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書の作成義務（連結会計年度の最初の上5ヶ月以内）と連結範囲の見直し（実質支配主義）（商法290条、296条など改正）
  - ◆ コンツェルン決算書等の作成義務にともなう監査報告書の内容の改正（商法321条改正）
- コーポレート・ガバナンス・コデックスが連邦議会で成立（2002年2月26日。2002年7月26日発効。法的効力を有する規則。毎年見直しがあり、最新版は、2005年6月2日改正版）し、これにより、決算書監査人は、決算書に対する意見のみならず、状況報告書あるいは附属説明書における経営者のコーポレート・ガバナンスに関する記述についてコデックスに合致しているかどうかの意見表明を行わなければならない。本規定は、2003年12月31日以降の会計年度から適用されている。
- 2002年以降の商法等の改正について
- ◆ 一連の法改正は、投資者保護のための改正
  - ◆ 法改正と主な内容は、以下の通り。

1998年の商法292a条は、上場会社のコンツェルン決算書について、IAS・IFRSまたはアメリカGAAPのいずれかの選択適用を容認していたが、2005年の商法315a条により、IAS・IFRSの適用が強制された。

2004年の貸借対照表法改革法（会計法改革法）では、個別決算書は商法に準拠して作成されるのに対して、IAS・IFRSによる個別決算書の作成と開示を容認した。

貸借対照表統制法（会計コントロール法）では、2005年1月1日以降に開始する会計年度より、上場会社のIAS・IFRSによる決算書および状況報告書における不正を防止するため、ドイツ会計監査局による監査、および連邦金融サービス監視局による監査の2段階での監査を実施することになった。決算書監査人は、連邦金融サービス監視局からの要請があった場合、情報提供の義務を負う。決算書監査について、これらの監査によって、職業義務違反の存在を推論させる事実が明らかとなった場合、これらの当局はWPKにその事実を通知する。

連邦法務省は、連邦財務省と協議の上、2004年9月に登記された「登記社団ドイツ会計監査局」（プライベートセクター。会計関係者、ドイツ産業団体など15の職業団体の代表から構成）について、2005年3月30日に契約によりこれを公認した。このドイツ会計監査局による上場会社の年度決算書（状況報告書を含む）およびコンツェルン決算書（コンツェルン状況報告書を含む）の監査は、2005年7月1日より開始される。

商法342a条第2項により、ドイツ会計監査局は、上場会社の決算書および状況報告書の正規の簿記の諸原則（GAAP）を含む法律規定または法律が容認する他の会計基準への準拠性について、当該会社の任意の協力にもとづき監査し、法律・会計基準違反あるいは会計不正が発見された場合、会社に適切な修正を求める。

なお、監査を実施するのは、つぎの場合である。

ドイツにおける法定開示制度と企業リスク情報の開示（内藤文雄）

- ① 会計基準違反について具体的な指摘があった場合（公益に関連する場合）
- ② 連邦金融サービス監視局からの要請があった場合
- ③ サンプルングにより会社を選択して監査を行う場合

商法342a条第6項により、連邦金融サービス監視局に対して、監査に着手した目的、当該会社の非協力、監査の結果・適切な修正への同意の有無について報告を行い、特に、当該会社が監査に協力しない場合、連邦金融サービス監視局が直接に監査を実施する。

以上の結果、商法による決算書監査における決算書監査人に対する規制の強化（独立性・品質保証）とならんで、上場会社の決算書については、ドイツ会計監査局による監査や連邦金融サービス監視局による監査が実施され、上場会社のディスクロージャーの信頼性を確保する体制となっている。

## 2. 企業リスク情報の開示制度

ドイツ KonTraG による外部会計報告に関する主たる改正の目的の一つは、状況報告書の情報内容の拡充である。

商法改正前の状況報告書の記載事項は、

- (i) 営業の経過と資本会社の状況について事実関係と一致した写像の伝達（最低記載事項）
- (ii) 後発事象
- (iii) 資本会社の予測的發展（voraussichtliche Entwicklung）
- (iv) 研究開発領域
- (v) 会社の支店・営業所

である（改正前商法289条1項および2項）。

これに対して、改正では、状況報告書の最低記載事項として、「将来の発展のリスクについても立入らなければならない」という文言が追加され、企

業の将来における発展に関するリスクの記載が求められている。<sup>(3)</sup> この記載は  
コンツェルン状況報告書にも適用される。<sup>(4)</sup>

これによって、「資本会社の状況」に関する報告には、「将来の発展のリスク」の記載が含まれることになる（商法289条改正）。

「将来の発展のリスク」の状況報告書への記載に関して、ドイツでの議論要点は次の諸点に整理される。

- ① 「将来の発展」の意味：企業の「将来の発展」は、「期待されうべき（将来の）資金収支の流れ（Zahlungsstrom）」によって判断されるという理解が一般的である。<sup>(5)</sup>
- ② リスク（Risiko）の二義性：将来の発展のリスクという場合、広義には、リスクは将来の発展の不確実性を意味し、狭義には、将来の不利な発展のおそれであると考えられるが、KonTraGでのリスクの意味は狭義に限定される。<sup>(6)</sup> したがって、将来の発展のチャンスの側面については、その情報提供が否定されるわけではないが、それは「将来の発展のリスク」には含まれない。
- ③ リスク報告の限界：KonTraGでは、将来の発展のリスクについて、詳細な報告を意図していない。当該リスクの報告は、どの経営政策的な方策がこのリスクに帰着するのかということについての報告事項を通じて具体化される。KonTraGでのリスク概念は、「資本・資産構造のリスク」という未確定の概念が想定されていると理解されている。<sup>(7)</sup> 資本・資産構造のリスクとは、一般的に「支払不能のおそれ」を意味するものと解される。<sup>(8)</sup>

---

(3) KonTraG, 1996②, Art. 2: Änderung des Handelsgesetzbuches, Nr. 2.

(4) KonTraG, *ebenda*, Nr. 3.

(5) Moxter 1997, S. 722.

(6) Moxter 1997, S. 723.

(7) Moxter, *ebenda*.

(8) Vgl. Rückle 1986, S. 176-177.

ドイツにおける法定開示制度と企業リスク情報の開示（内藤文雄）

「支払不能のおそれ」に関する記載は、年度決算書（貸借対照表，損益計算書，附属説明書）において行われる（商法266条3項，268条4-7項，285条1-3号）。当該記載にはさまざまな事項が関連する。具体的には，支払い不能のおそれに関連する開示内容はつぎの通りである。

- ◆ 自己資本によって補填されない欠損額の貸借対照表資産の部への表示（§ 266 Abs. 3）
- ◆ 決算日後に初めて法的に生じる資産または債務について，その重要性のある金額の附属説明書への記載（§ 268 Abs. 4-7）
- ◆ 手形の振出しおよび譲渡にもとづく債務・保証または担保設定に関する責任関係について，提供質権およびその他の担保の貸借対照表欄外または附属説明書への記載（§ 268 Abs. 4-7）
- ◆ 支払期限が5年を超えて到来する債務総額，質権または担保の種類，形態および総額，これらの内訳，およびその他の財務的義務で，その記載が財務の状況の判断について重要性があるものの総額の附属説明書への記載（§ 285 Abs. 1-3）

リスク概念をより広義にとらえた場合，金融商品，引当金，偶発事象，およびゴーイング・コンサーン問題の4事項については，つぎの「表1」に示したように，年度決算書あるいはコンツェルン決算書での開示が要求されている。

ドイツでは，このような年度決算書あるいはコンツェルン決算書における記載とは無関係に，状況報告書あるいはコンツェルン状況報告書において，すでに生じた，あるいは将来の重要な収入・支出の決定要因の動向がいかに支払不能リスクを解消しうるのかについての情報が提供されなければならないとする考え方がとられえている。ただし，いずれにしても，「資本会社の状況」とは何かが明確にされないかぎり，企業の状況の透明性を増すこと

[表1] 年度決算書・コンツェルン決算書における金融商品、引当金、偶発事象、およびゴーイング・コンサーン問題の開示

支払不能のおそれに関連する記載事項	開示媒体・記載箇所	開示内容
金融商品	貸借対照表本体および附属説明書	貸借対照表本体の「債権およびその他の資産」または「その他の引当金」あるいは「金融機関に対する債権・債務」に一括されて表示、附属説明書では、「債務」に関する注記において、金融商品の種類毎の帳簿価額と時間価値、評価方法、計上された貸借対照表項目とその帳簿価額が開示
引当金	貸借対照表本体および附属説明書	貸借対照表本体では、引当金全体の合計金額、附属説明書において、引当金毎の2カ年の残高をそれぞれ開示
偶発事象	附属説明書	
ゴーイング・コンサーン問題	附属説明書	

にはつながらないという批判もある。<sup>(9)</sup>

- (9) Vgl. Moxter 1997, S. 723. また、このほか、状況報告書記載事項 (iii) の予測的発展の記載に関して、つぎの主張がある (Vgl. Dörner/Schwegler 1997, S. 286).
- ① 予測的発展動向を記載する場合、企業の継続に関する問題が重要と認識される。決算書への計上およびその評価は、継続企業の前提に基づいているので、決算日毎に決算日の状況に依存し、将来関連的な企業の存在能力 (Existenzfähigkeit) についての見積りが行われなければならない。予測の正確性は予測期間の長さにとまって減少するから、引出されるべき結果は高い発生確率 (Eintrittswahrscheinlichkeit) を確保されなければならないから、関連期間として、通常営業年度の決算日から計算して12ヶ月の期間が設定されるべきである。
- ② 予測的発展動向の描写は、原則として営業の経過と状況に関する報告の対象になる領域についても要求されるべきである。予測は経営者の義務上の測定において行われる。したがって、期待データは、年度決算書において見出されるべきデータと、説明可能な関係がなければならない。予測的発展動向についての最小限の情報に対して、会計上、何ら重要な影響はもたらされないもので、伝達されるべき情報に対する情報利用者の関心にその関連期間を調整させ、ある特定の範囲で、発生確率あるいは正確性を、より大きな射程のために、減少させることを我慢することが大切である。

ドイツにおける法定開示制度と企業リスク情報の開示（内藤文雄）

さらに、状況報告書におけるリスク報告について、2004年12月の商法改正により、以下のようにリスク情報の開示内容が拡充されている。

商法第289条第1項の規定では、状況報告書の記載について、つぎのように定められている。

「(1) 状況報告書においては、事実関係と一致した写像が伝達されるように、資本会社について、その事業損益を含めた事業の経過および会社の状況が表示されなければならない。状況報告書は、当該会社の事業の経過および会社の状況について、事業活動の範囲および複合性に対応し、バランスがとれ、かつ包括的な分析を含まなければならない。この分析においては、事業活動にとり重要な財務的な業績指標がその対象に含まれ、また、年度決算書に表示された金額と項目に関連して説明されなければならない。さらに、状況報告書においては、その発展の見通しが、重要なチャンスとリスクをもって評価され、かつ説明されなければならない。また、その根拠となった仮定は記載されなければならない。」（商法第289条第1項）

また、同第2項の規定では、第1項による全般的な記載事項に加えて、つぎの事項を記載するものと定めている。

「(2) 事業報告書は、つぎの事項にも立ち入るものとする。

1. 事業年度後に生じた重要な事象
2. a) 保全措置活動（Sicherungsgeschäfte）を貸借対照表に計上することにおいて把握される、すべての重要な取引についての安全措置のための方法を含めた、会社のリスク・マネジメント目標とその方法、ならびに
- b) 会社がさらされている、価格変動リスク、貸倒リスク、および流動性リスク、ならびにキャッシュ・フロー変動リスク

これらは、それぞれ、会社による金融商品の利用に関連づけて記載し、また、その状況あるいは発展の見通しの評価にとって重要である場合に限り記

載される。

3. 研究および開発領域

4. 会社の支店・営業所」(商法第289条第2項)

さらに、同第3項では、大規模資本会社の場合の規定がつぎのように置かれている。

「(3) 大規模資本会社(第267条第3項)の場合には、第1項第3文は、環境や従業員の利害関係に関する情報のような、非財務的な業績指標にも準用される。ただし、それが、事業の経過や会社の状況の理解にとって重要である場合に限られる。」(商法289条第3項)

コンツェルン状況報告書については、商法第315条がつぎのように定めている。

「(1) コンツェルン状況報告書においては、事実関係と一致した写像が伝達されるように、コンツェルンについて、その事業損益を含めた事業の経過およびコンツェルンの状況が表示されなければならない。コンツェルン状況報告書は、当該コンツェルンの事業の経過およびコンツェルンの状況について、事業活動の範囲および複合性に対応し、バランスのとれた、かつ包括的な分析を含まなければならない。この分析においては、事業活動にとり重要な財務的な業績指標がその対象に含まれ、また、コンツェルン決算書に表示された金額と項目に関連させて説明されなければならない。第3文は、環境や従業員の利害関係に関する情報のような、非財務的な業績指標にも準用される。ただし、それが、事業の経過やコンツェルンの状況の理解にとって重要である場合に限られる。さらに、コンツェルン状況報告書においては、その発展の見通しが、重要なチャンスとリスクをもって評価され、かつ説明されなければならない。また、その根拠となった仮定は記載されなければならない。」(商法第315条第1項)

「(2) コンツェルン事業報告書は、つぎの事項にも立ち入るものとする。

ドイツにおける法定開示制度と企業リスク情報の開示（内藤文雄）

1. コンツェルン事業年度後に生じた重要な事象
2. a) 保全措置活動（Sicherungsgeschäfte）を貸借対照表に計上することにおいて把握される、すべての重要な取引についての安全のための方法を含めた、コンツェルンのリスク・マネジメント目標とその方法、ならびに  
b) コンツェルンがさらされている、価格変動リスク、貸倒リスク、および流動性リスク、ならびにキャッシュ・フロー変動リスク  
これらは、それぞれ、コンツェルンによる金融商品の利用に関連づけて記載し、また、その状況あるいは発展の見通しの評価にとって重要である場合に限り記載される。
3. コンツェルンの研究および開発領域
4. 親会社が上場会社である場合、商法314条1項6号にいう親会社の取締役会、監査役会などの構成員が得た総収入のための報酬システムの特徴」（商法第315条第2項）

「(3) コンツェルン附属説明書および附属説明書の要約に関する第298条第3項は同様に適用される。」（商法第315条第3項）

### 3. ドイツ会計基準第5号「リスク報告」

以上の商法による資本会社のコンツェルン事業報告書における要記載事項のうち、将来のチャンスとリスクの記載については、ドイツ企業会計基準審議会が、ドイツ会計基準第5号「リスク報告<sup>(10)</sup>」を2001年に設定し、2003年および2005年の一部改正を経て、下記のとおり定めている。

また、同第15号「状況報告」も状況報告書の具体的な内容を定めている。

---

(10) DRSC, DRS 5: *Risikoberichterstattung* (29. 05. 2001).

ドイツ会計基準第5号「リスク報告」

目的

1. リスク報告は、コンツェルン状況報告書の受け手に対し、彼らがコンツェルンの将来の発展のリスクに関する適切な写像を形成することを可能にする、目的適格的かつ信頼可能な情報を提供すべきである。

対象と適用範囲

2. 本基準は、コンツェルン状況報告書におけるコンツェルンの発展の見通しのリスクに関する報告についての諸原則につき、ドイツ会計基準第15号を補完する。
3. 本基準は、商法第315集第1項第5文にしたがって、発展の見通しのリスクを報告しなければならないすべての親会社に対して適用される。
4. 商法第315条第1項第5文にしたがって、コンツェルン状況報告書においては、発展の見通しについても、その重大なチャンスとリスクをもって判断し、かつ、説明しなければならない；根拠となった仮定が記載されなければならない。
5. コンツェルンの発展の見通しの重大なチャンスに関しては、ドイツ会計基準第15号にしたがった状況報告の枠組みにおける予測報告部分で報告されなければならない。
6. 本基準は、コンツェルン決算書を国際的に認められた会計基準に準拠して作成する企業にも適用される。(削除の予定)
7. 本基準は、あらゆる産業分野の企業に対して適用される。ただし、その他の基準において、別の事項が明らかに規定されていない限りにおいてである。
8. 商法第289条第1項第4文にしたがった状況報告書への本基準の適切な適用が推奨される。

定義

9. 本基準において、以下の諸概念は、つぎのような意味をもって用いられている：

チャンス： コンツェルンの経済的状況についてのプラスの将来の発展に関する可能性である。

リスク： コンツェルンの経済的状況についてのマイナスの将来の発展に関する可能性である。

経済的状況とは、将来的にキャッシュ・フローの余剰を生み出すコンツェルンの能力に影響を与えるすべての要因を包括するものである。生じる可能性のある将来の発展がはたし

てプラスなのかマイナスなのかに関しては、貸借対照表日における経済的状況と比較して評価されなければならない。その際、予測報告部分において記述された取締役の期待に作用しうるリスクも重要である。

リスク・カテゴリー： 同種の、組織的ないしは機能的に相互関連しているリスクを統合するものである。

リスク・マネジメント： あとづけ可能で、すべての企業活動を包括しているシステムであり、定義づけられたリスク戦略に基づき、以下のような構成要素からなる体系的かつ首尾一貫した処置を包括するものである。

リスクの識別、分析・評価、統制、文書化と伝達、ならびにこれらの諸活動の監視

リスク・マネジメントは、営業プロセス、計画設定プロセス、ならびに統制プロセスの統合的構成要素でなければならない。それは、現存の経営システムと結び付けられるべきであり、また、とりわけ、経営計画の設定、コントロールングおよび内部監査によって支援されなければならない。

#### 規定

10. コンツェルン状況報告書の受け手の意思決定に影響を与えうるリスクについて報告を行わなければならない。
11. これは、まず第一に、資本市場参加者の財務的意思決定に関連する。そのようなリスクが存在するのは、とりわけ、コンツェルンの経済的状況が明らかに悪化する危険性がある場合、あるいは起こりうる経済的または法的な存続の危機に関する指摘がなされる場合である。
12. 報告の対象と範囲は、コンツェルンおよびその企業の事情に依存し、また、その市場に特有の状況および産業分野に特有の状況にも依存するのである。
13. 報告の焦点は、コンツェルン特有の事情およびその事業活動に関連するリスクである。報告義務があるのは、とりわけ、リスク集中である。
14. リスク集中の例は、個々の得意先、仕入先、製品、特許権および国への集中である。
15. コンツェルンの存続を危うくするリスクは、そのようなものとしてみなされなければならない。
16. 個々のリスクは、適切な形式で、リスク・カテゴリーに統合されなければならない。その際、企業は、リスク・マネジメントの目的のために内部的に定められたリスク・カテゴリー化に合わせなければならない。

17. たとえば、リスク・カテゴリー化は、
  - (1) 経営環境リスクと産業分野リスク
  - (2) 経営戦略リスク
  - (3) 業績リスク
  - (4) 人的リスク
  - (5) 情報技術リスク
  - (6) 財務リスク、および
  - (7) その他のリスクというような区分で行いうる。
18. リスク報告は、リスク報告であることがそれ自体から明瞭に理解されるように記載されなければならない。個別リスクが記載されなければならない、また、リスクに関して生じうる帰結が説明されなければならない。
19. リスクの記載から、コンツェルンにとってのその意味が表現されるべきである。また、個々の事業セグメントについて立ち入るべきである。リスクの評価に際しては、その発生確率も金額的影響も考慮することが必要である。
20. リスクが定量化されなければならないのは、一般に認められ、かつ、信頼された方法にしたがって実施可能なものであり、また、経済的に適切なものであり、さらに、定量的記載がコンツェルン状況報告書の受け手にとって目的適的な情報である場合である。このような場合には、利用されたモデルとその諸仮定が説明されなければならない。
21. リスクが有効な方策によって軽減される限りにおいて、リスク報告のリスクの記載とその説明は、残余リスクに限定される。そうでない場合には、軽減方策前のリスクとその方策を記載しなければならない。
22. リスクの軽減についての有効な方策は、たとえば契約（保険、先物取引など）の締結である。年度決算書において、たとえば減額記入ないしは引当金によってすでに準備が整えられているリスクに関しては、報告されなければならない。ただし、このことは、コンツェルンのリスク状況の全体的な見積りにとって重要な場合のみに限られる。
23. リスク見積りに際して、各リスクにとって適切な予測期間から出発しなければならない。
24. 予測期間として、存続を危うくするリスクに関して、原則的に一年間、その他の重大なリスクに関しては予見可能な期間、一般的には二年間がそれぞれ基礎とされるべきであろう。より長い市場サイクルを伴う企業に関して、あるいは複雑な大規模企画に関しては、より長い予測期間が推奨される。
25. 個別リスク間の相互依存に関する記載は望ましい。別の方法ではリスク

## ドイツにおける法定開示制度と企業リスク情報の開示（内藤文雄）

が適切には見積もられえない場合に、必要なことである。

26. リスクはチャンスと相殺してはならない。
27. 発展の見通しのチャンスに関する報告は、ドイツ会計基準第15号「状況報告」にしたがった予測報告部分の枠組みにおいて行われる。
28. リスク・マネジメントについて、適切な範囲で記載されなければならない。
29. リスク・マネジメントの記載は、コンツェルン状況報告書の受け手にとって、コンツェルンのリスクをよりよく見積もりうるためのものである。その際、リスク・マネジメントの戦略、プロセスおよび組織について立ち入らなければならない。
30. 明瞭性のため、リスク報告はそれ自体をまとめて記載しなければならない。
31. コンツェルン決算書の情報、ないしコンツェルン状況報告書のその他の部分を参照することができるのは、そのことによってリスク報告の透明性が損なわれない場合である。
32. リスク報告は、コンツェルン状況報告書における予測報告とは区別して記載しなければならない。
33. コンツェルンの発展の見通しに関して、その重大なチャンスとリスクをもってなされる必要な予測と、リスク報告部分との間で、実質的な関係性が存在するとしても、別々に記載を行わなければならない。
34. リスク報告は、コンツェルン状況報告書の作成時点でのコンツェルンの状況に関連するものである。
35. 将来の発展の不利性ないしは有利性に関する比較の基礎として、貸借対照表日に焦点が合わされる一方で、経済的状況に関する報告には、状況報告書の作成までに発生したかあるいは認識されたリスクが、含まれなければならない。
36. リスクの評価にとって必要な限りにおいて、前年と比しての重大な変化が報告されなければならない。

発効

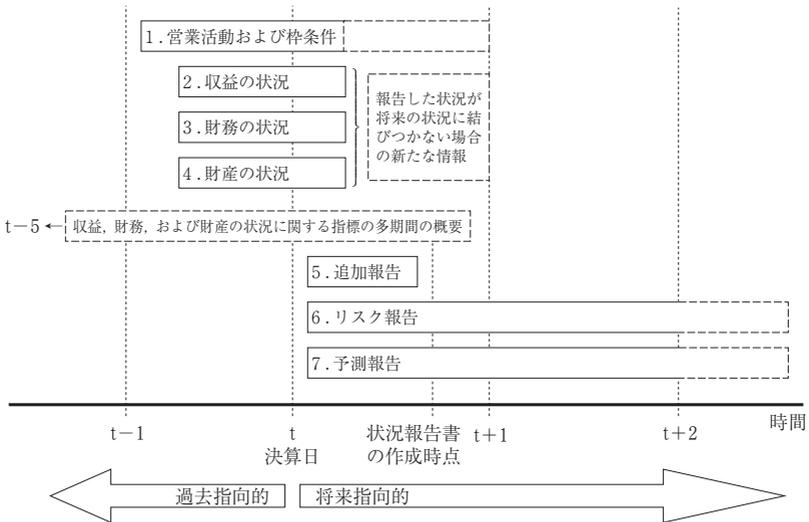
37. 本基準は、2000年12月31日より後に始まる営業年度に、はじめて適用されなければならない。より早期の適用が推奨される。

## 4. ドイツの状況報告書における企業リスク情報の開示制度の概観

以上、ドイツにおいて、企業リスク情報の開示は、主として状況報告書を通じて行われている状況を商法およびドイツ会計基準の規定内容にもとづき

紹介してきた。そのまとめとして、ドイツの状況報告書における企業リスク情報の開示制度の概観について、「図」を紹介しておきたい。

〔図〕 ドイツの状況報告書における企業リスク情報の開示制度



〔図の説明〕 報告事項の1から7のうち、実線で囲まれている期間は、報告が要求されている期間を、また、点線で囲まれている期間は、特別な事情があるかあるいは任意の報告が推奨されている期間をそれぞれ示している。

(出所：Buchheim, R. und L. Knorr, Der Lagebericht nach DRS 15 und internationale Entwicklungen, *Die Wirtschaftsprüfung*, Jg. 59 Nr. 7 (1. April 2006), S. 419.)

## 5. ドイツにおける企業リスク情報の開示項目の実例

ドイツにおいて、企業リスク情報は、上場会社の法定開示書類の一つである状況報告書において開示され、かつ状況報告書に対してその的確な表示についての正規の監査が実施されている。状況報告書の実例をバイエル社の営業報告書によって確認しておきたい（「表2」参照）。

ドイツにおける法定開示制度と企業リスク情報の開示（内藤文雄）

[表2] ドイツ、バイエル（BAYER）社の営業報告書2005の記載事項

ページ	区分	見出し
4	株主の皆様へ	
8	取締役会	
14	状況報告書 (Management Report)	
14		売上・収益・財務の状況の概要
16		経済環境2005
17		コンツェルンの構成体およびセグメント別の営業の経過
26		地域別の営業の経過
27		価値指向的なコンツェルン経営
29		財務状況および投資
32		収益状況
33		財産・資本構成
35		利益処分
35		従業員
37		調達および販売
39		研究および開発
46		持続性
49		会社の責任
50		リスク報告
58		後発事象報告 (Nachtragsbericht)
59		予測報告
59		景気の見通し
60		営業戦略
62		目標設定2006
68	バイエル株式と資本市場	
72	コーポレート・ガバナンス	
78	コンツェルン年度決算書	
78		経営者報告
79		コンツェルン決算書監査人の監査証明書
80		損益計算書
81		貸借対照表
82		キャッシュ・フロー計算書
83		記録収益・費用の一覧表
84	バイエル・コンツェルン	附属説明書
84		セグメントおよび地域別の指標
121		損益計算書に関する注記
131		貸借対照表に関する注記
184		キャッシュ・フロー計算書に関する注記
189	監査役会報告	
196	その他の情報	
196		ハイライト2005/2006
200		表彰
202		会社の機関
205		組織の概要
206		コンツェルン経営の範囲
209		用語集
213		事項索引
216		奥付

【参考文献】

- [ 1 ] Adler, H., W. Düring und K. Schmaltz, *Rechnungslegung und Prüfung der Unternehmen, Kommentar zum HGB, AktG, GmbHG, PublG nach den Vorschriften des Bilanzrichtlinien-Gesetzes*, bearbeitet von Forster, K. -H., R. Goerdeler, J. Lanfermann u. a., Bd. I-III, 5. Aufl. (Stuttgart 1987).
- [ 2 ] Böcking, H-J., Auswirkungen der neuen Vorschriften auf die Erwartungslücke, in: Dörner, D., Menold, D., und N. Pfitzer (Hrsg.), *Reform des Aktienrechts, der Rechnungslegung und Prüfung*, Schäffer-Poeschel Verlag, Stuttgart, 1999, S. 722-725.
- [ 3 ] Brebeck, Frank und Dagmar Herrmann, "Zur Forderung des KonTraG-Entwurfs nach einem Frühwarnsystem und zu den Konsequenzen für die Jahres- und Konzernabschlussprüfung", *Die Wirtschaftsprüfung*, 50 Jg. Nr. 12 (15. Juni 1997), S. 381-395.
- [ 4 ] Buchheim, R. und L. Knorr, Der Lagebericht nach DRS 15 und internationale Entwicklungen, *Die Wirtschaftsprüfung*, Jg. 59 Nr. 7 (1. April 2006), S. 413-425.
- [ 5 ] Deutsches Rechnungslegungs Standards Committee e. v. (DRSC), *DRS 5: Risikoberichterstattung* (29.05.2001)
- [ 6 ] Dörner, Dietrich und Iren Schwegler, "Anstehende Änderungen der externen Rechnungslegung sowie deren Prüfung durch den Wirtschaftsprüfer", *Der Betrieb*, 50. Jg. Heft 6 (7. Februar 1997), S. 285-289.
- [ 7 ] Entwurf eines Gesetzes zur Verbesserung der Wettbewerbsfähigkeit deutscher Konzerne an internationalen Kapitalmärkten und zur erleichterten Aufnahme von Gesellschafterdarlehen (Kapitalaufnahmeerleichterungsgesetz – KapAEG), *Die Wirtschaftsprüfung*, 49 Jg. Nr. 15 (1. August 1996), S. 564-568.
- [ 8 ] Gross, G. und L. Schruff, *Der Jahresabschluss nach neuem Recht – Aufstellung – Prüfung – Offenlegung –*, 2. durchgesehene Aufl. (Düsseldorf 1986).
- [ 9 ] IdW, Fachgutachten des HFA 2/1988, "Grundsätze ordnungsmäßiger Berichterstattung bei Abschlußprüfungen", *Die Wirtschaftsprüfung*, 42. Jg. (1989 ①), S. 20-27.
- [ 10 ] IdW, Fachgutachten des HFA 3/1988, "Grundsätze für die Erteilung von Bestätigungsvermerken bei Abschlußprüfungen", *Die Wirtschaftsprüfung*, 42 Jg. (1989 ②), S. 27-36.
- [ 11 ] IdW, *Wirtschaftsprüfer-Handbuch 1985/86*, Bd. II (Düsseldorf 1986).
- [ 12 ] IdW, *Wirtschaftsprüfer-Handbuch 1992, Handbuch für Rechnungslegung, Prüfung und Beratung*, 10. Aufl., Band I (Düsseldorf 1992).
- [ 13 ] Moxter, Adolf, "Die Vorschriften zur Rechnungslegung und Abschlußprüfung im Referentenentwurf eines Gesetzes zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich", *Betriebs-Berater*, Heft 14 (3. April 1997), S. 722-730.
- [ 14 ] Ordelheide, Dieter, "Internationalisierung der Rechnungslegung deutscher Unternehmen, -Anmerkungen zum Entwurf eines Kapitalaufnahmeerleichterungsgesetzes", *Die Wirtschaftsprüfung*, Jg. 49 Nr. 15 (1996), S. 545-552.

ドイツにおける法定開示制度と企業リスク情報の開示（内藤文雄）

- [15] Referentenentwurf zur Änderung des Aktiengesetzes, “Gesetz zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich (KonTraG)”, *Zeitschrift für Wirtschaftsrecht*, 17. Jg. Heft 50 (1996 ①), S. 2129-2139.
- [16] Referentenentwurf zur Änderung des Aktiengesetzes, “Gesetz zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich (KonTraG) Teil II”, *Zeitschrift für Wirtschaftsrecht*, 17. Jg. Heft 51-52 (1996 ②), S. 2193-2198.
- [17] Rückle, Dieter, “Finanzlage”, in: Leffson, Ulrich/Rückle, Dieter und Bernhard Großfeld heraus., *Handwörterbuch unbestimmter Rechtsbegriffe im Bilanzrecht des HGB* (Köln 1986), S. 168-184.
- [18] Seibert, Ulrich, “Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich (KonTraG), –Der Referenten-Entwurf zur Aktienrechtsnovelle–”, *Zeitschrift für Wirtschafts- und Bankrecht*, 51. Jg. (4. Januar 1997), S. 1-9.
- [19] 加藤恭彦, 「ドイツ監査制度の変革動向」, 『企業会計』, 49巻10号 (1997年10月), 4-9 頁。
- [20] 黒田全紀／ティアナ・ラフィディナリヴ, 「フランス・ドイツにおける連結財務諸表法規制の変革動向」, 『商事法務』, 1455号 (1997年4月25日), 9-14頁。
- [21] 佐藤誠二編著, 『EU・ドイツの会計制度改革—IAS/IFRSの承認と監視のメカニズム—』, 森山書店 (2007年10月)。
- [22] 「ドイツの監査役会と会計監査人の権限強化—会社法改正草案のポイント—」, 『商事法務』, No. 1447 (1997年2月5日), 38-39頁。